

教育委員会提出議案

第26号議案

幼稚園教育職員に係る条例の一部を改正する条例の立案請求について
上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員に係る条例の一部を改正する条例の立案請求について
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号）の一部を改正するため、別紙のとおり総務部人事課に立案請求の依頼をする。

（説 明）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、定年の段階的引上げ及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

4 豊教指発第●号
令和4年●月●日

人事課長事務取扱総務部参事
木山 弓子 様

豊島区教育委員会事務局
指導課長 丸山 順子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

- 1 条例名
幼稚園教育職員の給与に関する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- 2 立案請求理由
定年引上げに係る改正をする必要があるため。
- 3 改正概要
新旧対照表のとおり
- 4 区議会付議の時期
令和4年第3回定例会
- 5 施行年月日
令和5年4月1日

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給料表及び職務の級）</p> <p>第5条（第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、すべての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び<u>人事委員会</u>の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第6条（第1項から第5項まで省略）</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和50年豊島区条例第19号）第7条の規定に基づき、<u>当該職員</u>が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が<u>職員</u>の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</p> <p><u>7 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>（第8項省略）</p> <p><u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u></p>	<p>（給料表及び職務の級）</p> <p>第5条（第1項から第3項まで現行に同じ。）</p> <p>4 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、すべての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び<u>特別区人事委員会</u>（以下「人事委員会」という。）の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第6条（第1項から第5項まで現行に同じ。）</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和50年豊島区条例第19号）第7条の規定に基づき、<u>その者</u>が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が<u>その者</u>の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</p> <p><u>7 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（第8項現行に同じ。）</p> <p><u>（削除）</u></p>

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（超過勤務手当）

第17条（第1項から第3項まで省略）

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（第5項省略）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 第16条第1項、第17条第1項、第3項及び第5項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各

（超過勤務手当）

第17条（第1項から第3項まで現行に同じ。）

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（第5項現行に同じ。）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 第16条第1項、第17条第1項、第3項及び第5項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各

号に定める数を乗じて得た額)とする。

(第1号省略)

(2) 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(期末手当)

第24条 (第1項及び第2項省略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

(第4項から第6項まで省略)

(勤勉手当)

第27条 (第1項及び第2項省略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

(第4項から第7項まで省略)

(義務教育等教員特別手当)

第28条 (第1項省略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

号に定める数を乗じて得た額)とする。

(第1号現行に同じ。)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(期末手当)

第24条 (第1項及び第2項現行に同じ。)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

(第4項から第6項まで現行に同じ。)

(勤勉手当)

第27条 (第1項及び第2項現行に同じ。)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

(第4項から第7項まで現行に同じ。)

(義務教育等教員特別手当)

第28条 (第1項現行に同じ。)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(第3項省略)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第29条の2 第10条、第11条及び第13条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

(第1項から第7項まで省略)

8 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第一

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

(第3項現行に同じ。)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第29条の2 第10条、第11条及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(第1項から第7項まで省略)

(職員の定年の引上げに関する経過措置)

8 当分の間、職員の給料月額を、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項

の規定が適用されていた職員を除く。)

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

11 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

1.3 附則第10項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

1.4 当分の間、附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）附則第8項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」とする。

1.5 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項及び第10項の規定による給料月額その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

1.6 附則第2項から第7項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

別表第一

職員の職務の	1級	2級	3級	4級

区分	級				
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額
		229,400	268,200	291,300	330,300

附 則（令和4年 月 日条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「新幼稚園教育職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項

若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新幼稚園教育職員給与条例第17条第4項及び第19条第2号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新幼稚園教育職員給与条例第24条第3項及び第28条第2項の規定を適用する。

8 新幼稚園教育職員給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条、第11条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（1週間の正規の勤務時間）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、教育委員会規則で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>（正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るもの</p>	<p>（1週間の正規の勤務時間）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、教育委員会規則で定める期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>（正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るもの</p>

とし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 (略)

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

とし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 (略)

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第6条 (略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。

2～5 (略)

第6条 (略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員（第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）とする。

2～5 (略)

附 則 (令和4年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

定年引上げに伴う主な制度改正

◆定年の段階的引上げ

- ・ 現行 60 歳となっている職員の定年を、2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで段階的に引き上げる。
- ・ 現行の再任用制度は廃止し、段階的な引上げ期間中は、定年から 65 歳までの間の経過措置として、現行と同様の制度を存置する。

	現行	令和5～6年度	令和7～8年度	令和9～10年度	令和11～12年度	令和13年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

◆役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ・ 管理職について、原則として 60 歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任させる。

◆給与に関する措置

- ・ 当分の間、60 歳を超える職員の給料月額は、60 歳前の 7 割水準に設定する。
- ・ 60 歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

◆定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は 65 歳まで）することができる制度を導入する。

◆情報提供・意思確認制度の新設

- ・ 任命権者は、当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の 60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。